

参加表明書作成に係る
質問回答書

平成23年7月20日

質 問 回 答 書

奈良県医療政策部新奈良病院建設室長

次の業務についての質問の回答は、下表のとおりです。

業務名：新県立奈良病院建築・造成工事基本設計業務及び医療を中心としたまちづくり検討業務

No.	質問の内容	回 答
1	建築基本設計業務について、設計共同体の代表者の同種業務及び配置予定者（管理技術者及び各主任技術者）の同種業務の建築設計業務に、基本設計が完了（基本・実施・監理業務を一体で契約した業務）した延床面積 50,000 m ² 以上又は 500 床以上の病院に係る設計業務を実績として宜しいでしょうか。	設計・監理業務（設計業務と監理業務を一体で契約する業務）の場合は、過去10年間（平成13年4月1日から平成23年3月31日まで）に監理業務まで完了している場合は、実績とできます。
2	設計共同体の代表者の同種業務及び配置予定者（管理技術者及び各主任技術者）の同種業務の設計・監理業務とは、設計業務と工事監理業務を一体で契約する業務とありますが、発注者の都合上、年度毎の契約として行った設計・工事監理業務を実績として宜しいでしょうか。	過年度の契約書において、過去10年間に、病院全体の設計業務又は設計・監理業務が完了していることが証される場合は実績とできます。ただし、全体の履行期間がわかる書類の提出をお願いします。
3	参加表明書及び技術提案書に係る作成要領 I. 3. (1) 及び I. 4. (6) の過去10年間（平成13年4月1日から平成23年3月31日までに完了した業務）の建築設計業務又は設計・監理業務の同種実績について、基本設計業務・実施設計業務・工事監理業務の契約が個別に締結されている次の2事例の場合は、同種実績として考えて良いでしょうか。 ①基本設計の業務完了が平成23年3月31日までに完了し、実施設計の業務完了が、プロポーザル公告前の平成23年6月30日までに完了している場合。 ②1期と2期の基本設計業務を完了した後、1期 実施設計業務（682床）の業務完了が平成13年4月1日以前に完了し、2期 実施設計（400床）が平成16年3月に業務完了。そして、1期、2期其々の工事監理業務を完了し全体計1082床の県立病院が竣工している場合。	① 平成23年3月31日までに基本設計業務が完了していることが証される場合は実績とできます。 ② 1期実施設計と2期実施設計が別契約の場合は、同種業務の実績とはなりません。

No.	質問の内容	回 答
4	業務量の目安として上限金額の提示がございますが、一部業務について仕様書から業務量を定めにくいものがございますので、建築基本設計・土木基本設計・まちづくり検討・民間活力導入検討について想定される業務量の比率がございましたら参考に提示いただけないでしょうか。	当業務の内訳比率は、建築基本設計業務：78.62%、造成基本設計業務：15.13%、医療を中心としたまちづくり検討業務：6.25%としています。
5	参加者の資格として2者で構成される設計共同体とありますが、3者以上でもよいでしょうか。	公告のとおり、2者としております。
6	プロポーザル説明書の交付について、担当部署での交付とありますが、県ホームページからダウンロードする資料の他に担当部署で交付を受ける必要のある書類がありますか。	県ホームページからダウンロードする資料以外の書類はありません。
7	参加表明書のファイリングとは、フラットファイルA4縦型・左綴じでよろしいでしょうか。また、ファイル表紙等には業務名・社名等記載する必要がありますでしょうか。	1部ずつがそれぞれ綴られていれば、どのような形式でもかまいません。ただし、ステープラ止めは極力控えてください。 また、表紙を付けていただく必要はありません。
8	実績や雇用の証明のために添付する書類は、指定の様式をファイルした2部とは別に1部をファイルして提出することによろしいでしょうか。 また、証明のために添付する書類で、複数の予定技術者に該当するものは、目次等で重複がわかるよう記載するなどして省略してもよろしいでしょうか。	参加表明書及び必要な添付書類をひとつにファイリングし、2部（1部コピー可）提出してください。 また、証明のために添付する書類について、各配置予定技術者の証明が確認できれば可とします。
9	作成要領 P1 設計共同体協定書の提出 構成員が2者とした場合、捺印した正本を2部作成の上、各社が所持し、副本（写し）を提出するという理解でよろしいでしょうか。	貴見解のとおりです。
10	作成要領 P1 参加表明書の提出体裁 「ファイリング」とは、左綴じステープラー留め程度と考えてよろしいでしょうか。	No7の回答と同様とします。
11	作成要領 P1 同種業務の実績、P3 同種・類似業務の実績 実績が設計・監理業務の一括契約の場合、現在工事中（監理業務中）であっても設計業務が完了したことを証明できる書面（例：設計業務完了届、建築確認済証など）があれば、建築設計業務実績として記載してよろしいでしょうか。	No1の回答と同様とします。

No.	質問の内容	回 答
12	作成要領 P1 同種業務の実績、P3 同種・類似業務の実績 実績の設計業務と監理業務が別契約の場合、又は単年度の複数契約の場合、過去10年間に一連の業務が最終的に完了（監理業務完了）していれば設計・監理業務実績として記載してもよろしいでしょうか。	過去10年間に設計業務が完了したことが証される場合は、実績とできます。
13	作成要領 P1 同種業務の実績、P3 同種・類似業務の実績 今回の委託業務は基本設計業務であるため、基本設計業務が単独契約でかつ、当該業務が完了していることを条件に基本設計のみの設計業務を実績として記載してよろしいでしょうか。	貴見解のとおりです。
14	作成要領 P1 同種業務の実績、P3 同種・類似業務の実績 病院の増築に加えて病棟の全面改修等（大規模修繕）が同時にあった場合、増築分と改修分の合計した病床数を実績として記載してよろしいでしょうか。	改修部分は実績となりませんので、増築部分の病床数が同種・類似業務の条件を満たしていない場合、実績とはなりません。
15	参加表明書 様式A3-1～A3-2、様式A4-1～A4-9 業績実績の証明 業績実績を証明できる書面として提出する契約書等に設計業務または監理業務の完了期日が明記されていない場合、建築設計業務にあつては確認済証、設計・監理業務にあつては検査済証又は引渡し確認書等の写しの提出をもって当該業務完了の証明とお取り扱いいただけますでしょうか。 また、TECRIS登録書にて業務内容や配置技術者が確認できる業務については、契約書・特記仕様書の写し等の添付は不要との理解でよろしいでしょうか。	原則として、設計業務又は設計・監理業務の完了をもって判断しますので、それが明確にわかる書類の提出を求めます。ご質問については、例えば、平成13年4月1日以降に確認済証を取得していても、設計業務は平成13年3月31日までに完了していることがあり得ることから、確認済証、検査済証等のみをもって当該業務の完了日とは判断できない場合も考えられ、実績と認められない場合があります。 また、TECRIS登録書については、貴見解のとおりです。
16	様式A1 参加表明書 様式A5 設計共同体協定書 等 設計共同体を構成する代表者及び構成員は、本社とする必要がありますか。 奈良県との契約締結権限を委任されている営業所としてよいでしょうか。	必ずしも本社とする必要はありません。 公告に記載とおり、支店、営業所については契約締結権限が委任されていることとします。
17	様式A4-8 まちづくり主任担当技術者の同種業務の実績 バリアフリー基本構想策定業務は、同種業務に含まれますでしょうか。	福祉のまちづくりに関する調査・計画業務に該当しますので、同種業務に含まれます。

No.	質問の内容	回 答
18	様式A4-9 民間活力主任担当技術者の同種業務の実績 地方公共団体と契約してPFI事業を行うSPCの構成員として、PFI事業の一部となる設計業務をSPCと契約して行った場合は、同種業務に含まれますでしょうか。	国又は地方公共団体が発注する業務を対象としていますので、含まれません。
19	公募プロポーザル方式説明書P2、3 業務実施上の条件について (7) 土木主任担当技術者の資格要件について ①技術士(総合技術監理部門(建設-都市及び地方計画)) ②技術士(建設部門(都市及び地方計画)) ③シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)(都市計画及び地方計画) 上述①～③の資格保有者で5ha以上の造成に関する基本又は実施設計において、管理技術者・担当技術者又は照査技術者として完了した実績を有する者となっております。 造成に関する基本又は実施設計において、管理技術者・担当技術者又は照査技術者の実績は一般的には建築業務が主と思われますので、一級建築士の実績では認めて戴けませんでしょうか?	土木設計業務等特記仕様書に示す業務内容は建設コンサルタント業務であり、公募型プロポーザル方式説明書P2、3 業務実施上の条件(7)に記載されている資格を要件としていますので、一級建築士の実績は認めていません。
20	(9) 民間活力主任担当技術者の資格評価について (7) 土木主任担当技術者 (8) まちづくり主任担当技術者についての資格要件としては技術資格を求められ評価もされておりますが、(9) 民間活力主任担当技術者については技術資格を求められていないにも係わらず資格評価がされているのは不整合と思われます。あるいは、技術分野の特性から(都市及び地方計画)に限定する必要性はないと思われますがいかがでしょうか?	技術分野の特性から、民間活力主任担当技術者は資格要件を限定せず、同種業務の経験を要件としています。 ただし、民間活力検討業務は、医療を中心としたまちづくり検討業務特記仕様書に示すとおり、まちづくり検討業務と一体で業務を進めることから、一級建築士及び「都市及び地方計画」に精通している者を加点対象としています。
21	設計共同体協定書第2条に設計共同体名は新県立奈良病院建築・造成工事基本設計業務及び医療を中心としたまちづくり検討業務設計共同体と称するとありますが、A 建築設計事務所とB 建設コンサルタント事務所の共同企業体を構成する場合、例えば「A・B設計共同体」としてよろしいでしょうか。	貴見解のとおりです。